

令和7年議案第73号

令和8年度休業日について

江南市立学校管理規則（昭和34年教育委員会規則第1号）第6条第2項等の規定に基づき、令和8年度休業日を下記のとおり定めるものとする。

令和7年11月25日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

記

	小学校	中学校
学年始	4月1日(水)から4月7日(火)	4月1日(水)から4月8日(水)
夏季	7月21日(火)から8月31日(月)	7月21日(火)から8月31日(月)
冬季	12月24日(木)から1月6日(水)	12月24日(木)から1月6日(水)
学年末	3月25日(木)から3月31日(水)	3月25日(木)から3月31日(水)
学校教育法施行規則第61条により必要と認める日	7月16日(木)から7月17日(金)	
江南市立学校管理規則第6条第2項第5号により特に必要と認める日	11月24日(火)	11月24日(火)

提案理由

この案を提出するのは、令和8年度休業日を定める必要があるからであります。

●学校教育法施行規則（抜粋）

第 61 条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第 3 号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第 3 号において同じ。)が必要と認める場合は、この限りでない。

- 1 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日
- 2 日曜日及び土曜日
- 3 学校教育法施行令第 29 条第 1 項の規定により教育委員会が定める日

●江南市立学校管理規則（抜粋）

(学期及び休業日)

第 6 条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する学校の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

2 学校教育法施行令第29条に規定する学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 学年始 4 月 1 日から入学式の前日まで
- (2) 夏季 7 月 21 日から 8 月 31 日までの間において教育委員会が定める期間
- (3) 冬季 12 月 24 日から翌年 1 月 6 日までの間において教育委員会が定める期間
- (4) 学年末 3 月 25 日から 3 月 31 日までの間において教育委員会が定める期間
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める日

●令和8年度入学式等儀式の日程

儀式等	小学校	中学校
入学式	4月 8日 (水)	4月 9日 (木)
1学期 始業式	4月 9日 (木)	4月 9日 (木)
1学期 終業式	7月15日 (水)	7月17日 (金)
2学期 始業式	9月 1日 (火)	9月 1日 (火)
2学期 終業式	12月23日 (水)	12月23日 (水)
3学期 始業式	1月 7日 (木)	1月 7日 (木)
卒業式	3月19日 (金)	3月 5日 (金)
修了式	3月24日 (水)	3月24日 (水)

令和7年議案第74号

「激闘！ドリドリ団～奪われし天使の涙～」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第3条第1項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和7年11月25日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。